

○性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則

平成 12 年 10 月 13 日

公安委員会規則第 13 号

性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則を公布する。

性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例(平成 12 年東京都条例第 196 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(区域の指定)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規定により区域を指定した場合は、告示する。

2 指定区域について、その指定の必要がなくなったと認める場合は、当該指定を解除し、その旨を告示する。

(平 17 公委規則 3・一部改正)

(指示)

第 3 条 条例第 2 条の 3 及び第 6 条の規定による指示は、指示書(別記様式第 1 号)を交付して行う。

(平 17 公委規則 3・旧第 4 条繰上・一部改正)

(営業の停止)

第 4 条 条例第 2 条の 4 及び第 7 条の規定による営業停止の命令は、営業停止命令書(別記様式第 2 号)を交付して行う。

(平 17 公委規則 3・旧第 5 条繰上・一部改正)

(標章のはり付け)

第 5 条 条例第 2 条の 5 第 1 項(第 7 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による標章のはり付けは、条例第 2 条の 4 又は第 7 条の規定による営業の停止を命じた後速やかに、別記様式第 3 号の標章をはり付けて行う。

(平 17 公委規則 3・旧第 6 条繰上・一部改正)

(標章除去申請手続)

第 6 条 条例第 2 条の 5 第 2 項(第 7 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により東京都公安委員会に対して標章を取り除くべきことを申請する場合は、標章除去申請書(別記様式第 4 号)を当該

標章をはり付けられた施設の所在地を管轄する警察署長に提出して行うものとする。

2 前項の標章除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第2条の5第2項第1号に掲げる事由がある場合において、当該施設を用いて営もうとする営業その他当該施設に係る用途について法令の規定により行政庁の許可その他の処分を受けなければならないこととされているときにあっては、当該処分を受けたことを証明する書類
- (2) 条例第2条の5第2項第2号に掲げる事由がある場合において、当該取壊しについて建築基準法(昭和25年法律第201号)第15条第1項の規定により届出をしなければならないこととされているときにあっては、当該届出をしたことを証明する書類
- (3) 条例第2条の5第2項第3号に掲げる事由がある場合において、当該増築又は改築について建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けなければならないこととされているときにあっては、当該確認を受けたことを証明する書類

(平17公委規則3・旧第7条繰上・一部改正)

第7条 前条第1項の規定は、条例第2条の5第3項(第7条第4項において準用する場合を含む。)の規定により標章を取り除くべきことを申請する場合について準用する。

2 前項において準用する前条第1項の標章除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)
- (2) 申請を行おうとする者が法人である場合にあっては、登記簿の謄本
- (3) 申請に係る施設の登記簿の謄本
- (4) 申請に係る施設の使用について正当な権原を有することを証明する書類
- (5) 処分の期間における施設の使用に関し、当該申請を行おうとする者と処分を受けた者との法律関係を明らかにする書類(当該期間において処分を受けた者に当該施設を使用させない旨を誓約する当該申請を行おうとする者の書面を含む。)

(平17公委規則3・旧第8条繰上・一部改正)

(料金等の表示)

第8条 条例第3条の規定による営業に係る料金及び違約金等の内容(以下「料金等」という。)の表示は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 壁、ドア、つい立その他これらに類するものに、料金等を表示した書面その他の物(以下「料金表」という。)を客に見やすいように掲げること。
- (2) 客席又は個室等に料金表を客に見やすいように備えること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、注文前に料金表を客に見やすいように示すこと。

(平17公委規則3・追加)

(身分証明書)

第9条 条例第8条第3項に規定する証明書の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

(平17公委規則2・平17公委規則3・一部改正)

附 則

この規則は、平成12年11月1日から施行する。

附 則(平成17年公委規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の東京都データクラブ営業等の規制に関する条例施行規則別記様式第11号による立入証及びこの規則による改正前の性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則別記様式第5号による立入証については、それぞれこの規則による改正後の東京都データクラブ営業等の規制に関する条例施行規則別記様式第11号による身分証明書及びこの規則による改正後の性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則別記様式第5号による身分証明書とみなす。

附 則(平成17年公委規則第3号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則別記様式第5号による身分証明書については、この規則による改正後の性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則別記様式第5号による身分証明書とみなす。

別記様式第1号(第3条関係)

(平17公委規則3・全改)

<p>東京都公安委員会達第 号</p> <p>指示書</p> <p>住所</p> <p>氏名又は名称</p> <p>(法人にあっては、さらに代表者の氏名)</p> <p>性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例第 条第 項の規定により、次のとおり指示する。</p>	
記	
	指示事項
	処分理由
	履行期限
年 月 日	
東京都公安委員会	
委員長 印	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に、東京都公安委員会(警視庁生活安全部保安課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 2 号(第 4 条関係)

(平 17 公委規則 3・全改)

東京都公安委員会達第 号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称

(法人にあっては、さらに代表者の氏名)

性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例第 条
第 項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

記

1 営業停止の範囲

2 営業停止期間

年 月 日 から 年 月 日 まで 日間

3 命令の理由

年 月 日

東京都公安委員会

委員長

印

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、東京都公安委員会(警視庁生活安全部保安課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 3 号(第 5 条関係)

(平 17 公委規則 3・全改)

営業停止

条例第 条の規定 により営業停止とな る施設	施設名	
	所在地	
	氏名又は名称	
営業停止期間	年 月 日 から	
	年 月 日 まで	
年 月 日		
東京都公安委員会		
※ この標章を破壊し、若しくは汚損した者又は営業停止期間が経過する以前に 取り除いた者については、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規 制に関する条例第 11 条第 4 項第 1 号の規定により、処罰されます。		

備考 1 色彩は、「営業停止」の文字を白色、その地を赤とし、
その他の部分は地を白色に、文字及び罫線を黒色とする。

2 標章の材質は容易に劣化しないものとし、塗料は耐光性のものとする。

3 裏面には、容易にはがれない接着剤を塗布する。

4 大きさは、縦 420 ミリメートル、横 297 ミリメートルとする。

様式第4号(第6条関係)

(平17公委規則3・全改)

	※	受理 年月 日		※	受理 番号		※	除去 年月 日	
標章除去申請書									
性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例第2条の5第1項(第7条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、標章の取り除きを申請します。									
年 月 日									
東京都公安委員会 殿									
申請者									
住所									
氏名又は名称 印									
(法人にあっては、さらに代表者の氏名)									
	(ふりがな)								
	氏名又は名称								

住所	〒()	電話 ()
(ふりがな)		
法人にあっては、代表者の氏名		
被処分者の氏名又は名称及び住所		
処分に係る施設の名称及び所在地		
営業の種別	条例第2条第1項第 号に掲げる営業	
営業停止期間	年 月 日から 年 月 日まで	
申請の事由		
備考 ※印欄は記載しないこと。		
		※ 取扱警察署

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第5号(第9条関係)

(平17公委規則2・全改、平17公委規則3・一部改正)

第 号

身分証明書

写 真	官 職 氏 名
-----	------------

この身分証明書を携帯する者は、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例第8条第2項の規定により立入りを実施する警察職員であることを証明する。

年 月 日

東京都公安委員会 印

寸法 縦 5.4 センチメートル

横 8.5 センチメートル